【ポスター発表】

第一次大戦後の恐慌期における大阪府方面委員の実践活動 - 制度創設期との比較から -

奈良教育大学 岩本 華子 (会員番号 06144)

キーワード:大阪府方面委員、実践活動、第一次大戦後の恐慌期

1.研究目的

本研究は、わが国の救貧制度において実施機関の第一線として救済活動を行っていた方面委員による実践活動の展開状況を明らかにすることを目的とする。特に、制度創設期から救護法施行期に向けた時期である第一次大戦後の恐慌期において方面委員が実践活動をどのように展開させていたのかについて検討を行う。

2.研究の視点および方法

本研究では全国に先駆けて設立された大阪府方面委員制度に焦点づけて検討を行う。また方面委員の活動内容に対して具体的な把握を行うために、取扱事例に対する事例分析を行う。事例分析を行う際の素材として『大阪府方面委員事業年報』(以下、『年報』)を用いる。『年報』とは方面委員事業の大要を採録したものであり、大正8年版から昭和16年版まで発行されている。『年報』の内容の中心は「方面常務委員連合会」(以下「連合会」)の速記録であり、本研究では大正8~昭和2年版の『年報』内の「連合会」速記録において採録された事例のうち方面委員によって何らかの対応がとられた事例を分析対象とした。

事例分析の視点として(1)「対象の抱える問題」による分類(高橋 2004)および、(2)問題に対する活動内容に対しては上野谷・松端(1994)による「15の機能分類」を用いた。その際、『年報』に記載されている事例内容と時代背景に基づいて変更を加えた。本研究で用いた視点を以下に示す。

「対象の抱える問題」

(1)経済的問題、(2)医療に関する問題、(3)職業問題、(4)情緒・精神的な問題、(5)家族・親戚関係の問題、(6)戸籍に関する問題、(7)葬式に関する問題、(8)縁談に関する問題、(9)住居に関する問題、(10)出産に関する問題、(11)就学に関する問題、(12)子どもの養育に関する問題、(13)事件にかかわる問題、(14)その他

「活動内容(機能)」

(1)予防的(見守り)機能、(2)相談・助言指導機能、(3)警察利用機能、(4)調整機能、(5)仲介・斡旋機能、(6)照会機能(捜索)、(7)法適用機能、(8)(法外)社会資源活用機能、(9)代弁・交渉機能、(10)代替・代行機能、(11)給付機能、(12)保護・育成機能、(13)アクション・開発機能、(14)事後見守機能、(15)戸籍整理・カード登録、(16)調査機能、(17)同行機能、(18)その他

以上の分析視点をもとに、富田(1984)による活動区分に基づき大正8年および9年を「制

度創設期」(以下「創設期」) 大正 10 年以降を「第一次大戦後の恐慌期」(以下「恐慌期」) として分析を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は既刊行史資料および文献を対象に行う研究である。先行文献、引用等については日本社会福祉学会の定める研究倫理指針を遵守する。

4.研究結果

(1)分析対象事例数

「創設期」68(一年平均 34)事例、「恐慌期」438(一年平均 62.6)事例であった。

(2)「対象の抱える問題」

表1 対象者の抱える問題

対象の抱える問題	「創設其	I L	計(%)		「恐慌其	i l	計(%)	
経済的問題	22	(21.8)	163	(20.9)
医療に関する問題	21	(20.8)	208	(26.7)
職業問題	4	(4.0)	56	(7.2)
情緒・精神的な問題	0	(0.0)	14	(1.8)
家族・親戚関係の問題	4	(4.0)	41	(5.3)
戸籍に関する問題	13	(12.9)	45	(5.8)
葬式に関する問題	3	(3.0)	34	(4.4)
縁談に関する問題	0	(0.0)	5	(0.6)
住居に関する問題	2	(2.0)	49	(6.3)
出産に関する問題	6	(5.9)	23	(3.0)
就学に関する問題	6	(5.9)	12	(1.5)
子どもの養育に関する問題	10	(9.9)	49	(6.3)
事件にかかわる問題	5	(5.0)	15	(1.9)
その他	5	(5.0)	65	(8.3)
総計	101	(100.0)	779	(100.0)

一 二期を比較すると「恐慌期」 一 では[経済的問題]より[医療に関する問題]を扱う比率が高くなっている。2 つの問題に次いで、どの問題にもカテゴライズできない[その他]や[職業問題]、[住居に関する問題]、[子どもの養育に関する問題]と続いている。

このことから「恐慌期」に

は、病気や仕事、住まい、子どもの養育といった、日々の生活を営む際に重要な問題に多くかかわるようになったこと、および、カテゴライズできないほどの幅広い問題にかかわるようになったことが示された。

(3)「活動内容(機能)」

表2 活動内容(機能)

活動内容(機能)	「創設期	Ш	計(%)	「恐慌其	11	什(%)
予防的(見守り)機能	0	(0.0)	4	(0.2)
相談・助言指導機能	35	(14.5)	366	(14.1)
警察利用機能	11	(4.5)	78	(3.0)
調整機能(扶養について)	2	(0.8)	135	(5.2)
仲介•斡旋機能	62	(25.6)	590	(22.8)
照会機能(捜索)	25	(10.3)	76	(2.9)
法適用機能	1	(0.4)	33	(1.3)
(法外)社会資源活用機能	1	(0.4)	5	(0.2)
代弁•交渉機能	16	(6.6)	380	(14.7)
代替•代行機能	11	(4.5)	152	(5.9)
給付機能	22	(9.1)	232	(9.0)
保護•育成機能	3	(1.2)	61	(2.4)
アクション・開発機能	2	(0.8)	4	(0.2)
事後見守機能	0	(0.0)	67	(2.6)
戸籍整理・カード登録	26	(10.7)	49	(1.9)
調査機能	21	(8.7)	218	(8.4)
同行機能	4	(1.7)	50	(1.9)
その他	0	(0.0)	87	(3.4)
総計	242	(100.0)	2587	(100.0)

二期を比較すると「創設期」「恐慌期」ともに[仲介・斡旋機能]が最も多くなっている。「恐慌期」では「恐慌期」には多く挙がっていない[代弁・交渉機能]が多く、[相談・助言指導機能]、[給付機能]、[調査機能]と続いている。

このことから「恐慌期」には、 方面委員は住民の生活問題に対 して、仲介・斡旋に加えて、様々

な代弁・交渉を行っていたことが示された。